

# 門真市立門真小学校 「学校いじめ防止基本方針」

## 1. いじめ防止の基本理念

この方針は、本校児童が人間として尊ばれ、将来に向けた希望を持ちながら健やかな成長をとげることが、学校・家庭・地域の責務であるとの自覚に立ち、児童の人権を尊重し、及び確保することを目的として定める。

すべての児童は、一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重されなければならない。学校においては、児童の健やかな発達を支援するという観点に立って、児童や教職員が豊かなふれあいの中で、互いを認め合い、誰もが安心して過ごせるよう教育活動を進めていく。

しかし、一度いじめが起こると、いじめられた児童の内面は将来にわたって深く傷つけられることはもちろん、いじめた児童、傍観していた児童も含めて人と人との信頼関係が崩れ、学校のめざす教育が根底から覆される。

そのために本校では、学校教育目標のめざす子ども像に「思いやりのある子」を掲げ、重点目標では人権教育の中で「教職員が児童の人権を尊重した指導を行う」とともに、「児童が互いの人権を尊重し合える資質を育てる」ことを目標に据え、取り組んでいく。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに「学校いじめ防止基本方針」を定め、いじめ防止に向けて、学校として次のような基本方針で臨む。

## 2. いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

## 3. いじめ防止のための学校組織

### (1) 名称

「いじめ防止対策委員会」

### (2) 目的

いじめ防止に係る学校としての様々な取組の中心となり、いじめ防止に取り組む。

### (3) 構成員

校長・教頭・生活指導担当（いじめ担当）・養護教諭・関係学年・関係教職員

※必要に応じて外部専門家（SC・SSW・学校医・警察官経験者・スクールサポーター等）とも連携する。

### (4) 役割

いじめ防止に係る学校としての様々な取組の中心となり、学校としてのいじめ防止に取り組む。生活指導担当が「いじめ担当」を兼ね、委員会の長として、委員会を運営する。いじめアンケートの実施（年間3回）、相談窓口、職員研修の企画や情報の収集及び集約を行う。

そのため、以下の役割を担う。

#### 【未然防止】

- ・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

#### 【早期発見・いじめ問題への対応】

- ・いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・緊急会議を開催するなどして、情報の迅速な共有及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・いじめの児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

#### 【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画・実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針について点検・見直しを行う役割（PDCA サイクル）

### 4. いじめの未然防止

いじめの背景には、児童の異質な者を排除しようとする意識や、遊び・ふざけ感覚、家庭や学校での様々なストレス等があるとの指摘がある。したがって、いじめを防止するためには、自分とは異なる者でも自分と同じように大切にする感性や意欲・態度を育てるために道徳・人権教育の充実を図るとともに勉強がわからないことや過度の競争等から生じる子どものストレスの原因をさぐり、その低減を図ることも必要と考える。

また、児童一人ひとりが学校や学級内に自分の居場所を見つけ、友だちとのつながり確かめることができるような学校・学級づくりを進めていくことによって、学校・家庭等でのストレスがあっても、いじめにつながらないような安定した人間関係を作ることができる。

本校では、昨年度までの学校・学級づくりをいじめ防止の観点から見直しを行い、すべての児童が安心して学校生活を送ることができるよう努める。

そのため、いじめの未然防止の取組として、以下のような取組を進める。

#### (1) いじめについての共通理解

いじめは、どの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという認識のもと、全教職員が共通していじめについての理解を深め、組織として取り組みを行う。また、児童に対しては、傍観者とならず、親や担任、その他の教職員など身近な大人への報告など、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるように努める。

#### (2) いじめに向かわない態度・能力の育成（門真市開発的生徒指導の推進）

あらゆる教育活動を通して、児童が学校生活において他を尊重し、互いに喜びを持ち、よりよい生活を創造できるよう指導する。指導にあたっては、人権尊重の精神を基本にすえ、幼・小・中学校園が連携して共通認識のもとで指導にあたるよう努める。

また、門真市開発的生徒指導を中心に位置づけ、児童にとって出番・役割・承認のある教育活動（授業・学校行事）の推進とともに、教職員は「傾聴・説得・納得」の指導を徹底する。

#### (3) 学校全体で子どもを見る意識・質を高める

クラス・学年の児童の様子を教師が様々な立場から観察・分析し、話し合う場を設ける。（学期1回行う子どもを語る会が中心。各学年からの気になる子どもの様子や集団づくりに関して、月1回の職員会議で交流する。）

## 5. いじめの早期発見

いじめは、大人が気づきにくい場所等で悪ふざけのような形で行われることを心に留め、児童が発する小さなサインを見逃すことのないよう、日ごろから丁寧に児童理解を進め、早期発見に努める。子どもの表面の行動に惑わされることなく内面の感情に思いをはせ、違和感を敏感に感じとることができるような手立てを学校体制で行っていく。また、児童の変化に気づかずにいじめを見過ごしたり、せっかく気づきながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることがないようにする。

いじめが早期発見できるよう、本校では、以下のような取組を進める。

### いじめの早期発見・早期対応・積極的認知

○いじめアンケートを年間3回実施する。

そのアンケートの記入で気になる児童については、必ず聞き取りを行う。

○いじめを積極的に認知していく。「小さなこと」と捉えるのではなく、今後重大な事案に繋がる可能性のあるもの、と捉える。毎月、各クラスで起きたトラブルについて記録を残す。

○いじめの早期発見に向けて保護者と連携して児童を見守る相談体制づくりを行う。

- ・電話相談窓口の周知 「すこやかダイヤル」「子ども家庭相談室」「24時間子ども SOS ダイヤル」
- ・相談活動 「担任、養護教諭、支援担当者、教頭、校長」「子ども悩み相談サポートチーム」

○いじめの疑い等、些細な兆候が見られたときは、情報収集を速やかに行い、管理職へ報告する体制を職員間で定期的に確認する。管理職もしくは担当教員は、すぐに「いじめ防止対策委員会」をもつ。

## 6. いじめ問題への対応

いじめが生じた場合、いじめられている児童に非はないという認識に立ち、年度当初に確認した「いじめ防止対策委員会」が中心となり、児童の気持ちを受け止め、被害児童のケア、加害児童の指導など、組織的対応によって問題の解決を図る。心の傷の回復に向けた本人への支えと周りの児童への働きかけを行うと同時に、学校全体として再発を防ぐ取組につなげる。「いじめ防止対策委員会」が責任を持って問題の解決にあたる。

いじめは単に謝罪をもって安易に解消することができないという認識のもと、いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この期間とは、少なくとも3か月以上を目安とする。
- ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめ問題への対応として、本校では、以下のような対応する。

### いじめを受けた児童への心のケアと弾力的な対応

○被害児童から人権に配慮しつつ、十分な聞き取りを行うとともに加害児童からも十分な聞き取りを行う。

○いじめを受けた児童及び保護者への支援を「いじめ防止対策委員会」が中心となって対応する。

○いじめを行った児童への指導及び保護者に対しての助言を「いじめ防止対策委員会」が中心となって行う。

○いじめを行った集団への指導及び傍観者的な集団への指導を「いじめ防止対策委員会」が中心となって行う。

○「いじめ防止対策委員会」が中心に学校全体で継続的な観察を行い、児童の良好な人間関係づくりを支援する。

○被害児童・加害児童の家庭との連携を密に行う。

7. いじめ防止年間計画

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全体	未然防止 早期発見 取組・対応	年間計画作成 学校アンケート いじめ防止対 策会議や取組 みの周知	子どもを語る 会	いじめア ンケート	学校ア ンケート 取組 評 価 (部会)				いじめア ンケート	取組 評 価 (部会) 学校ア ンケート		いじめア ンケート 学校ア ンケート	子どもを 語る会 取組 評 価 (部会)
		PDCA サイクル				PDCA サイクル				PDCA サイクル			
1年	全員参加 授業	(通年) 学級開き			1学期の 振り返り					2学期の 振り返り			1年間の 振り返り
	個性の伸 長 (自尊感 情を高める)	校内めぐり			水泳活動	夏休みの 思い出	運動会に 向けて	運動会	日曜参観 に向けて	朝のマラ ソン	学習発表 会に向け て	学習発表 会	新入生を 迎える準 備
	認め合い (他者理解)	仲間作り	6年生との交 流 ・みんなあそ び	いま、どん なきもち?	水泳活動	夏休みの 思い出 ハッピー フェスタ の取組	運動会に 向けて	運動会	日曜参観 に向けて 秋の遠足	音読ミニ 発表会	学習発表 会	学習発表 会	新入生を 迎える準 備
	仲間との 関わり合い	・フワフワ 言葉 ・チクチク 言葉	6年生との交 流	いま、どん なきもち?	水泳活動	夏休みの 思い出 ハッピー フェスタ の取組	運動会に 向けて	運動会	秋の遠足	お店屋さ んごっこ		昔あそび、 外国のあ そび	新入生を 迎える準 備
	目標に向 かってが んばる	1年生を迎 える会の発 表	清掃指導(通 年)		水泳活動	運動会に 向けて	運動会に 向けて	運動会	朝のマラ ソンに向 けて	朝のマラ ソン	なわとび、 マラソン	学習発表 会	入学式に 向けて
2年	全員参加 授業	(通年) 学級開き											
	個性の伸 長 (自尊感 情を高める)		まち探検に 向けて	まち探検 に向けて	水泳活動		運動会に 向けて	まち探検 に向けて	まち探検 まとめ	まち探検 発表	自分の成 長調べ	自分の成 長のまと め	成長の発 表
	認め合い (他者理解)	仲間作り	遠足に向け て	まち探検 に向けて	水泳活動	ハッピー フェスタ の取組		まち探検 に向けて	まち探検 発表	まち探検 発表		お別れ式 に向けて	成長の発 表
	仲間との 関わり合い	仲間作り	遠足に向け て	まち探検 に向けて	水泳活動	ハッピー フェスタ の取組	運動会に 向けて	まち探検 に向けて	まち探検 まとめ	まち探検 発表		1年生を 迎える会 に向けて	成長の発 表
	目標に向 かってが んばる		まち探検に 向けて		水泳活動		運動会に 向けて		まち探検 まとめ	まち探検 発表	なわとび、 マラソン	なわとび、 マラソン	成長の発 表
3年	全員参加 授業	(通年) 学級開き											
	個性の伸 長 (自尊感 情を高める)	学年集会	校区探検に 向けて		水泳活動		運動会の 取り組み		市内めぐ りまとめ	市内めぐ りの発表	お店をひ らこう	学習発表 会に向け て	
	認め合い (他者理解)	学年集会			水泳活動	ハッピー フェスタ の取組	運動会の 取り組み	市内めぐ りに向け て	市内めぐ りの発表	市内めぐ りの発表		お別れ式 に向けて	
	仲間との 関わり合い		遠足に向け て 校区探検に 向けて		水泳活動	ハッピー フェスタ の取組	運動会の 取り組み	市内めぐ りに向け て	市内めぐ りまとめ	市内めぐ りの発表		お別れ式 に向けて	
	目標に向 かってが んばる				水泳活動 1学期の ふりかえ り				市内めぐ りまとめ	市内めぐ りの発表	なわとび、 マラソン	なわとび、 マラソン	なわとび、 マラソン
4年	全員参加 授業	(通年) 学級開き							研究授業	2学期の ふりかえ り			4年生の ふりかえ り
	個性の伸 長 (自尊感 情を高める)				水泳活動			社会見学 に向けて	環境学習 のまとめ	1/2成 人式に向 けて	1/2成 人式に向 けて	1/2成 人式に向 けて	
	認め合い (他者理解)	学年集会	みんなあそ び 実行委員活動	グループ ワーク	グループ ワーク	ハッピー フェスタ の取組			グループ 活動を通 して			お別れ式 に向けて	
	仲間との 関わり合い		みんなあそ び 実行委員活動	グループ ワーク	グループ ワーク	ハッピー フェスタ の取組	運動会の 取り組み	社会見学 に向けて				お別れ式 に向けて	
	目標に向 かってが んばる				水泳活動		運動会の 取り組み		環境学習 のまとめ	1/2成 人式に向 けて	なわとび、 マラソン	なわとび、 マラソン	なわとび、 マラソン
5年	全員参加 授業	(通年) 学級開き											
	個性の伸 長 (自尊感 情を高める)						運動会の 取り組み	社会見学 に向けて	学習発表 会に向け て		学習発表 会に向け て	収穫祭に 向けて	
	認め合い (他者理解)			田植え		ハッピー フェスタ の取組	運動会の 取り組み	社会見学 に向けて				収穫祭に 向けて	卒業式に 向けて
	仲間との 関わり合い	学年集会	林間学校に 向けて	田植え	田んぼの 世話	ハッピー フェスタ の取組 田んぼの 世話	運動会の 取り組み	稲刈りに 向けて	学習発表 会に向け て			収穫祭に 向けて	卒業式に 向けて

	目標に向かってがんばる	学年集会	林間学校に向けて		田んぼの世話 水泳活動	田んぼの世話	運動会の取り組み 田んぼの世話	田んぼの世話	田んぼの世話		なわとび、マラソン	なわとび、マラソン	なわとび、マラソン
6年	全員参加授業	(通年)学級開き											→
	個性の伸長(自尊心を高める)			臨海学舎に向けて	臨海学舎		運動会の取り組み		平和報告集会に向けて		学習発表会に向けて	学習発表会に向けて	卒業式に向けて
	認め合い(他者理解)	1・6年交流	1・6年交流遊び		臨海学舎	ハッピーフェスタの取組	運動会の取り組み					1・6年交流	卒業式に向けて
	仲間との関わり合い	遠足に向けて	遠足	臨海学舎に向けて	臨海学舎	ハッピーフェスタの取組	運動会の取り組み	修学旅行に向けて	修学旅行			お別れ式に向けて	卒業式に向けて
	目標に向かってがんばる			臨海学舎に向けて	水泳活動		運動会の取り組み	修学旅行に向けて	平和報告集会に向けて		学習発表会に向けて	お別れ式に向けて	

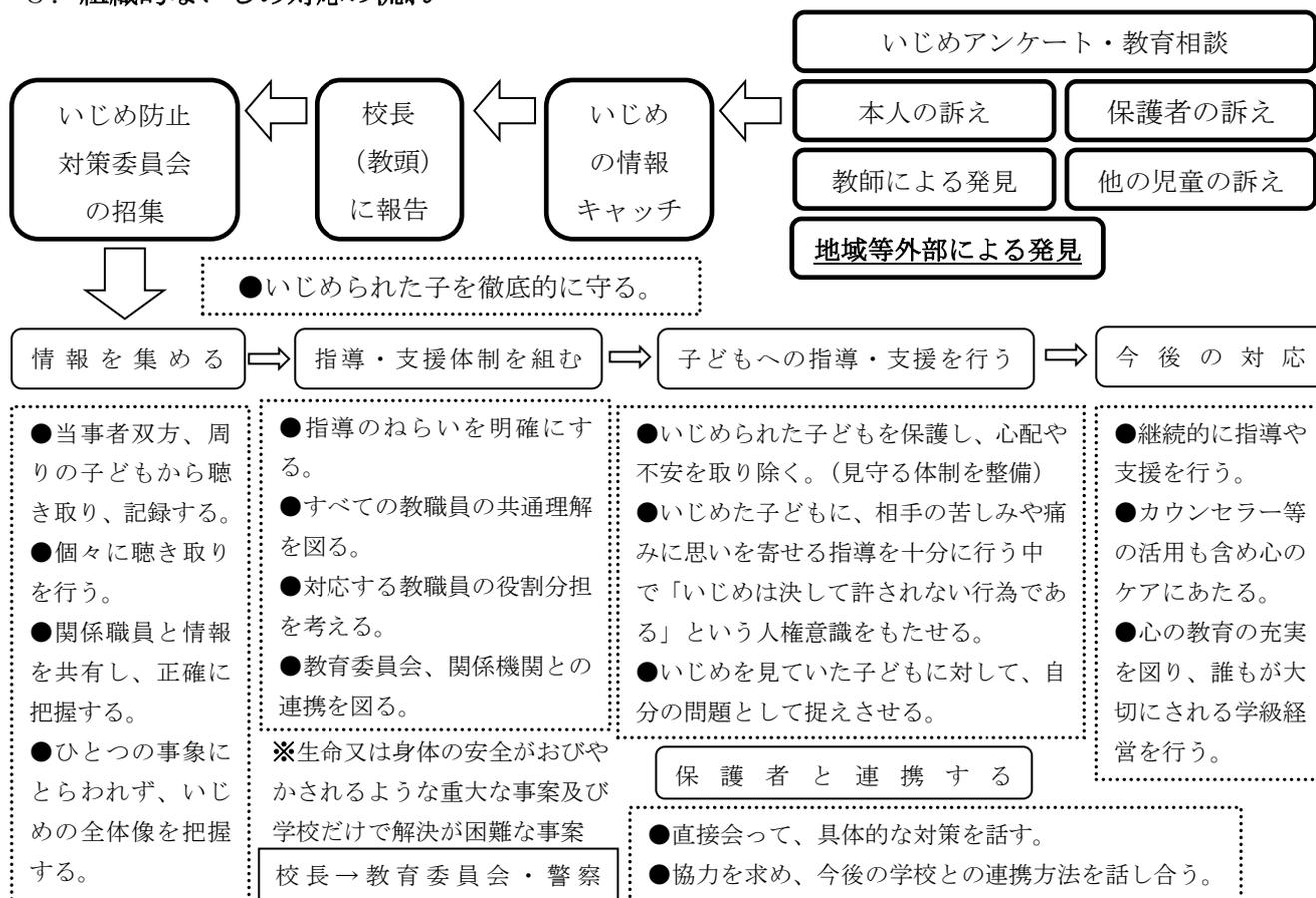
※「教職員の子どもの見立て」「それに対する教職員の手立て」について、児童の学校生活等での実態から振り返りいじめ防止に対する取り組みを自浄的に改善できるよう、それぞれの立場においてPDCAサイクルを意識し取組をすすめる。

- ①担任 … 担任は、自分の手立てに慢心することなく、自分の手立てについて日々改善に努める。
- ②学年代表 … 学年代表は、学年会において学年全体の子どもの様子及び手立てについて把握し、担任の手立ての改善に努める。必要に応じて、すぐ管理職に報告する。
- ③管理職・養護教諭・生指部代表・支援コーディネーター
  - … 管理職・養護教諭・生指部代表・支援コーディネーターは、職員会議・子どもを語る会にて学校全体の児童の様子及び教職員の手立てについて把握し、手立ての改善に努める。

◎組織的にPDCAサイクルで取り組むため、以下の場で検証(C・A)を行う

- ①学年会 … 学年会において、必ず児童の様子と担任の手立てを交流し、対応の改善が必要と感じたことについて改善を行う。また、学期ごとに実施するいじめアンケートの結果に対する児童の記述に対して、それまでの担任の手立てを振り返り、必要な手立ての改善を行う。その記述に対する担任外の教職員等の対応についても必要に応じて改善を行う。
- ②職員会議 … 職員会議での児童の様子の交流の場では、学年会で交流した中でもいじめにまで発展していないものの気になる出来事とその時の担任等の対応について、職員全体で共有し、意見交流を行う。
- ③部会及び子どもを語る会
  - … 部会(長期休業中に実施)と子どもを語る会(学期2回)で、各クラスの児童の様子及び担任の手立てを交流し、必要な手立て・学校の取組の改善を行います。

## 8. 組織的ないじめ対応の流れ



## 9. 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、児童が相当の期間において学校を欠席することを余儀なくされた場合、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時等、校長が重大な事案及び学校だけでは解決が困難と判断した場合は、直ちに「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成 29 年 3 月 文部科学省)により適切に対応し、市教育委員会へ報告を行います。

事態の解決に向けて校長がリーダーシップを発揮し、市教育委員会の指導・支援のもと、学校が主体となって、いじめ対策防止委員会において事実関係を明確にするための調査を開始するなど適切かつ迅速に対処し、解決にあたります。その際、必要に応じて専門的知識及び経験を有する外部機関や警察とも連携を取ります。なお、調査主体が教育委員会となる場合は、その指示のもと、資料の提出など、調査に協力します。

いじめを受けた児童及びその保護者に対しては、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとします。

調査結果については市教育委員会に報告し、その結果を踏まえた必要な措置を行います。